

日本の輸出管理制度

経済産業省貿易経済協力局
安全保障貿易管理課

1

目次

- 1 輸出管理制度の全体像
- 2 リスト規制
- 3 キャッチオール規制等
- 4 罰則
- 5 許可の種類

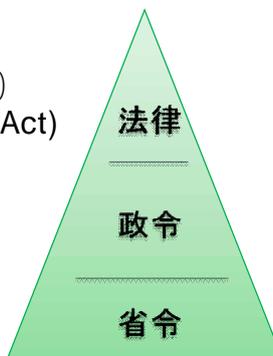
2

1 輸出管理制度の全体像

3

日本の法律の体系

- (1) 法律(Law/Act)
 - 外国為替及び外国貿易法 (「外為法」)
 - (Foreign Exchange and Foreign Trade Act)
 - 基本的な枠組みを記載
- (2) 政令(Cabinet Orders)
 - 輸出管理令(Export Control Order)
 - 規制貨物リスト
 - 外国為替令(Foreign Exchange Order)
 - 規制技術リスト
- (3) 省令(Ministerial Orders)
 - 規制品目のスペックなどを詳しく記載



告示、通達

更に、告示、通達で詳細を規定

4

日本の輸出管理の概要

- ・ 「外国為替及び外国貿易法」において輸出管理の基本的枠組みを規定している。
- ・ 主な輸出管理規制は、リスト規制とキャッチオール規制の2つ
- ・ 日本の規制リストは、国際的に合意されたレジーム(Regime)のリストに基づいている。

リスト規制 (List Control)

- ✓リスト規制品を輸出する輸出者は輸出許可が必要。
- ✓規制リストは、レジームのリストに基づいている。

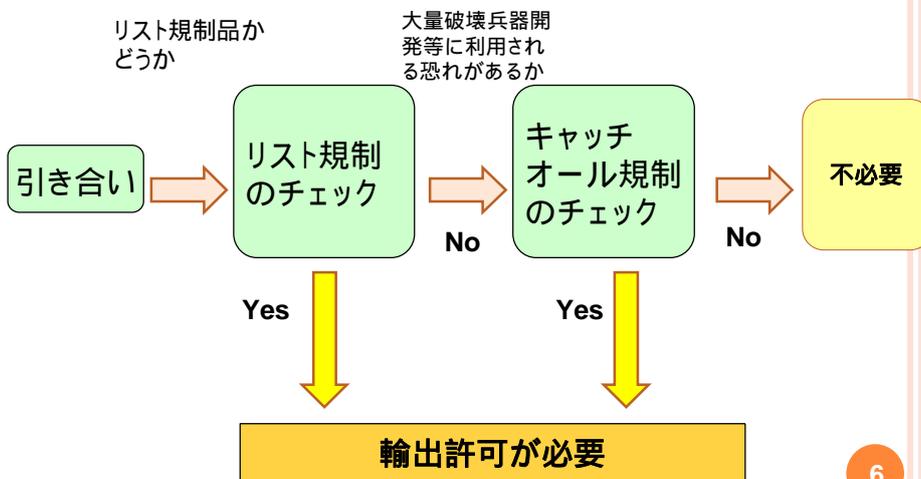
キャッチオール規制 (Catch-all control / End-use Control)

輸出する貨物や技術が、大量破壊兵器の開発等に利用される恐れがある場合に、輸出者は輸出許可が必要。

5

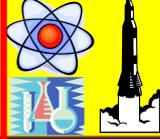
他にも仲介貿易規制 (Brokering Control)や積替規制 (Transshipment Control) がある。

企業内の該非判定の流れ



6

我が国制度と国際輸出管理レジーム・規制品目の関係

項	国際輸出管理レジーム	規制品目
1	武器 WA(ワッセナー・アレンジメント)	
2	大量破壊兵器関連	NSGパート1 原子力専用品 NSGパート2 原子力用途以外にも使用できる汎用品
3		化学兵器の原料となる物質及び製造装置
3の2		生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置
4		MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)
5	通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)
6		カテゴリー1 先端材料
7		カテゴリー2 材料加工
8		カテゴリー3 エレクトロニクス
9		カテゴリー4 コンピュータ
10		カテゴリー5 通信機器
11		カテゴリー6 センサー/レーザー
12		カテゴリー7 航法装置
13		カテゴリー8 海洋関連装置
14	その他	カテゴリー9 推進装置
15	汎用品	軍需品リスト (1項に該当するものを除く) 機微な品目
16	大量破壊兵器関連	通常兵器補完的輸出規制 H20.11.より 大量破壊兵器キャッチオール規制



2 リスト規制

リスト規制とは

輸出しようとする品目が、2つの政令(貨物、技術用)にあるリストに該当する場合、輸出許可が必要となる制度。
リストの番号(項番)は1~15までである。

項番	分野	例	主な民生用途
1項	武器	軍用車両	-
2項	核兵器関連	工作機械	自動車、精密機械などの幅広い分野での製造や切削
3項	化学兵器関連	弁・ポンプ	化学品の貯蔵
		化学品	メッキ、シャンプー、化粧品
3の2項	生物兵器関連	ろ過器	純水の製造、海水の淡水化
4項	ミサイル関連	ロケット	人工衛星用ロケット
5項~15項	通常兵器関連	先端材料	航空機の部品、ゴルフシャフト

リスト規制一覧

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1 武器							
(1)	銃砲・銃弾等	(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット-UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット-UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	18の2)	ロケット-UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ローク用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット-UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(18)	ベリリウム	3 化学兵器		(21)	ロケット-UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質 ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(23)	ロケット-UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3の2 生物兵器		(24)	振動試験装置等・風洞・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(22)	ろつぼ	(1)	軍用細菌製剤の原料	24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(23)	ハフニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(24)	リチウム	4 ミサイル		(26)	ロケット-UAV用IC探知装置・レーダー
(14)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(25)	タンクステン	(1)	ロケット・製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(26)	ジルコニウム	(2)	無人航空機(UAV)	(2)	ビニレンポリオキシド圧電重合体他
(16)	兵器製造用機械装置等	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
2 原子力							
(1)	核燃料物質・核原料物質	(28)	ガス遠心分離機ローク製造装置等	(2)	無人航空機(UAV)	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(29)	遠心力式約合試験機	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉・製造装置等
(3)	重水素・重水素化合物	(30)	フィラメントワインディング装置等	(4)	しごきスピンニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(4)	人造黒鉛	(31)	レーザー発振器	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用ポン プ・軸受	(7)	チタン/チタン合金・チタン/チタン合金
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(32)	質量分析計・イオン源	(6)	推進薬・原料	(8)	超電導材料
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(33)	圧力計・ベローズ弁	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(9)	作動油
(7)	クワン・ブルトニウム同位元素分離用装置等	(34)	リチウムイオン形超電導電磁石	(8)	粉粒体用混合機等	(10)	潤滑剤
(8)	周波数変換器等	(35)	真空ポンプ	(9)	ジェット機・粉末金属製造装置等	(11)	振動防止用液体
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(36)	直流電源装置	(10)	複合材料製造装置等	(12)	冷媒用液体
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(11)	ノズル	(13)	チタンの水酸化物・セラミック半製品他
(10の2)	クワン・ブルトニウム製造用装置等	(38)	衝撃試験機	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(14)	セラミック複合材料
(11)	しごきスピンニング加工機等	(39)	ストリーカ・カマ・ルーニングカマ等	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(15)	シリコン・シリコン・シリカ等
		(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(14)	複合材用の炉・制御装置	(16)	ビスレイト・芳香族ポリイミド他
		(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(15)	ロケット-UAV用構造材料	(17)	ビニレンポリオキシド重合体他
		(42)	光電子増倍管			(18)	ポリウレタン・ポリウレタン・成型品等
		(43)	中性子発生装置			(19)	ほう素・炭化ほう素・硝酸ケイ素
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター				

日本の輸出管理制度 / Industry Seminar in Thailand (March. 8, 2011)

リスト規制一覧

2010.4.1

項目	輸出許可品目名	項目	輸出許可品目名	項目	輸出許可品目名	項目	輸出許可品目名
6 材料加工		(17) マスク・レチクル等	(4) 高速度撮影可能なカメラ等	13 推進装置		(1) ガスタービンエンジン等	
(1) 軸受等	(18) 半導体基板	(19) レジスト	(5) 反射鏡	(2) 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等		(2) 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等	
(2) 数値制御工作機械等	(20) アルミニウム・カリウム等の有機金属化合物	(21) 燐・砒素他の有機化合物	(6) 宇宙用光学部品等	(3) ロケット推進装置等		(3) ロケット推進装置等	
(3) 歯車製造用工作機械等	(22) 燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(22) 炭化けい素等	(7) 光学器械又は光学部品の制御装置	(4) 無人航空機等		(4) 無人航空機等	
(4) アイソスタックプレス等	8 電子計算機		(7(2)) 非球面光学素子	(5) (1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等		(5) (1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等	
(5) コーティング装置等	(1) 電子計算機等		(8) レーザー発振器等	14 その他		(1) 粉末状の金属燃料	
(6) 測定装置等	9 通信		(9) 磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2) 火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質		(2) 火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質	
(7) ロボット等	(1) 伝送通信装置等	(1) 電子交換装置	(10) 重力計・重力勾配計	(3) ディーゼルエンジン等		(3) ディーゼルエンジン等	
(8) ファードバック装置他	(2) 光ファイバー通信ケーブル等	(3) フェーズドアレイアンテナ	(11) レーダー等	(4) <削除>		(4) <削除>	
(9) 絞りスピニング加工機・しごきスピニング加工機	(4) <削除>	(5) 監視用方向探知器等	(12) 光反射率測定装置他	(5) 自給式潜水用具等		(5) 自給式潜水用具等	
7 エレクトロニクス		(5(2)) 監視用方向探知器等	(13) 重力計製造装置・校正装置	(6) 航空機輸送土木機械等		(6) 航空機輸送土木機械等	
(1) 集積回路	(5(3)) 通信妨害装置等	(5(4)) 受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(14) 光検出器・光学部品材料物質他	(7) ロボット・制御装置等		(7) ロボット・制御装置等	
(2) マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(6) (1)から(3)、(5)から(6)までの設計・製造装置等	(7) 暗号装置等	11 航法装置			(8) 電気制動シャッター	
(3) 信号処理装置等	(8) 情報伝達信号漏洩防止装置等	(8) 非暗号型情報通信システム【追加】	(1) 加速度計等	(1) 加速度計等		(9) 催涙剤・くしゃみ剤・これら散布装置等	
(4) 超電導材料を用いた装置	(9) 遠隔検知機能通信ケーブルシステム等	(10) 遠隔検知機能通信ケーブルシステム等	(2) ジャيروسコープ等	(2) ジャيروسコープ等		(10) 簡易爆発装置等	
(5) 超電導電磁石	(11) (7)(8)(10)の設計・製造・測定装置他	(11) (7)(8)(10)の設計・製造・測定装置他	(3) 慣性航行装置等	(3) 慣性航行装置等		(11) 爆発物探知装置【追加】	
(6) 一次・二次電池、太陽電池他	10 センサー等		(4) ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(4) ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム			
(7) 高電圧用コンデンサ	(1) 水中探知装置等	(1(2)) 妨害用水中音響装置【追加】	(4(2)) 電波受信機、航空機用高度計等	(4(2)) 電波受信機、航空機用高度計等			
(8) エンコーダ	(2) 光検出器・冷却器等	(3) センサー用の光ファイバー	(5) 水中ソナー航法装置等	(5) 水中ソナー航法装置等			
(8(2)) サイリスタ・デバルイス・サイリスタ-モジュール			(1)から(4)までの試験・製造装置他	(1)から(4)までの試験・製造装置他			
(8(3)) 電力制御用半導体素子【追加】			12 海洋関連			(1) 無機繊維他を用いた成型品	
(9) デジタルビデオ磁気テープ記録装置他			(1) 船舶(潜水艇、水中翼船他)	(1) 船舶(潜水艇、水中翼船他)		(2) 電波の吸収材、導電性高分子	
(10) 波形記憶装置			(2) 船舶の部分品・附属装置	(2) 船舶の部分品・附属装置		(3) 核燃料物質	
(10(2)) デジタル計測用記録装置			(3) 水中回収装置	(3) 水中回収装置		(4) デジタル伝送通信装置等	
(11) 周波数シンセサイザー			(4) 水中カメラ等	(4) 水中カメラ等		(5) 水中探知装置等	
(12) 信号発生器			(5) 水中ロボット	(5) 水中ロボット		(6) 宇宙用光検出器	
(13) 周波数分析器			(6) 密閉動力装置	(6) 密閉動力装置		(7) 自標自動識別機能レーダー等	
(14) ネットワークアナライザー			(7) 回流水槽	(7) 回流水槽		(8) 潜水艇	
(15) 原子周波数標準器			(8) 浮力材	(8) 浮力材		(9) 船舶用防音装置	
(15(2)) スプレー冷却方式の熱制御装置			(9) 閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用具	(9) 閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用具		(10) フォトリソグラフィ、スガムフォトリソグラフィ、複合リソグラフィ等	
(16) 半導体製造装置等							

*【追加】は2010年4月1日に追加。 11

日本の輸出管理制度 / Industry Seminar in Thailand (March. 8, 2011)

規制リストの内容 例: 第2項(1)核燃料物質又は核原料物質

輸出令第2項		貨物等省令第1条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第2項(1)	核燃料物質又は核原料物質	貨物等省令第1条一号	核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの イ ウラン又はその化合物 ロ トリウム又はその化合物 ハ プルトニウム又はその化合物 ニ イからハまでの貨物の1又は2以上を含むもの	核燃料物質	次のいずれかに該当するものをいう。 イ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物 ロ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物・・・(略)
政令 Cabinet order		省令 Ministerial order		通達 Notifications	

12

規制リストの内容 例: 第2項(12)核兵器の開発等に用いられる恐れのある工作機械					
輸出令第2項		貨物等省令第1条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第2項(12)	核兵器の開発又は製造に用いられる 工作機械 その他の装置であって、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 …(略)	貨物等省令第1条十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であって、 輪郭制御をすることができる軸数が2以上 の電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからニまでのいずれかに該当するものを除く。 …(略)	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するもので、必要な輪郭が生成される。(国際規格ISO 2806 - 1980最新版参照) …(略)
政令 Cabinet order		省令 Ministerial order		通達 Notifications	

リスト規制の例外 – 少額特例 (Export of Limited Value)	
リスト規制には、少額特例や無償特例などの例外があります。	
少額特例(Export of Limited Value)	
一契約毎に、比較的機微度の低い貨物については、一契約毎に一定価格以下の貨物の輸出について、許可が不要になる特例。	
リスト規制の項目	契約の総価格
(1) 第1項～第4項	(特例適用されない)
(2) 第5項～第13項のうち、以下の(3)を除く貨物	100万円 (12 thousand US\$)
(3) 告示で定める貨物(WA/SL)	5万円 (600 US\$)
(4) 第14項	(特例適用されない)
(5) 第15項	5万円 (600 US\$)
(6) 第16項(キャッチオール)	(特例適用されない)

リスト規制の限界

大量破壊兵器の開発等に用いられる「可能性のある」品目全てをすると膨大なリストになる。

常に技術開発がされるため、リストの修正が必要。またレジームの修正には時間がかかる。



効果的な輸出管理のためには、リスト化されていない、キャッチオール規制が必要

3 キャッチオール規制等

キャッチオール規制 (Catch-all Control / End Use Control)

規制対象品

リスト規制対象外のもののうち、明らかに大量破壊兵器の開発等には用いられないもの(食料品や木材等)を除き、全ての貨物と技術

許可が必要となる条件

- (1) 輸出者による判断
 - 最終用途(End-use): 輸入先等において、大量破壊兵器の開発等に用いられるかどうか
 - 最終需要者(End-user): 輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う(行っていた)かどうか
- (2) 経済産業省による判断
経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

政府による支援

- a. 事前相談
- b. リスク情報(用途)
- c. リスク情報(需要者)

17

a. 事前相談

METI(安全保障貿易審査課)にて、相談を受け付けている。

b. リスク情報(用途)

貨物例(Commodity Watch List) (通達)

リスト規制の対象からは外れているものの、大量破壊兵器等の開発等に用いられる恐れが特に強い貨物(40貨物)の例。リスト規制品のスペックダウン品などが多い。規制リストとは異なり、輸出許可が不要の場合もある。

18

c. リスク情報(需要者)

外国ユーザーリスト(Foreign End-user list)

- ✓大量破壊兵器等の開発等の懸念の高い企業等のリスト。
- ✓貨物の需要者または技術の利用者がリストに掲載されている場合、慎重に取引審査を行う必要がある。
- ✓輸出禁止リストとは異なり、輸出許可が不要、輸出可能なことがある。

明らかに用いられない場合

許可が不要

用いられる、または用いられることが不確かな場合

許可が必要

19

b. リスク情報(用途)

貨物例(Commodity Watch List)

核兵器懸念

- ・リン酸トリブチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上の7.62mm口径
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング鋼
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

ミサイル懸念

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック (トラクタ、トレーラ、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カーブフィッター方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

生物化学懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機

- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化学兵器懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔

規制リストにはないが、注意深く取引審査を行うこと

20

c. リスク情報(需要者)
外国ユーザーリスト(Foreign end-user list)

外国ユーザーリストの抜粋

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (RCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	7th of Tir Industries Complex Mojtamee Sanate Haftome Tir Sanaye Haftome Tir 7th of Tir Industries of Isfahan/Estfahan 7th of Tir Complex Estfahan/ Isfahan Haftome Tir Industries	核 N
4	イラン Iran	Bazar Boresh Kaveh Co.	-BK Co.	核 N
5	イラン Iran	Aerospace Industries Organisation (AOI)	Aerospace Industries Organization Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHAF) Bazargani Hava and Faza	ミサイル M

注)外国ユーザーリストは年1回以上改訂されます。

Country	Number
Israel	2
Iran	1 4 5
India	1 9
North Korea	1 0 6
Syria	1 1
Chinese Taipei	2
China	1 5
Pakistan	2 9
Afghanistan	2
Total	3 3 1

国・地域名 企業や組織名、別名 懸念区分 **21**

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law_document/tutatu/t08kaisei/100903EUL/t08kaisei_userlist_kohyo.pdf

積替規制(Transshipment Control)

外国から到着した貨物であって、国内の港や空港の保税地域で一時的に積卸した後、再び外国向けに向けに積み込まれる貨物に対する規制。規制対象者(輸出者)は、仮陸揚げ貨物を輸出する船舶会社又は航空機会社など

規制対象品 第1～16項(明らかに大量破壊兵器には用いられないもの(食品、木材等)を除く)

許可が必要となる条件

1. 武器(リスト第1項) すべての貨物
2. その他の貨物(リスト第2～16項)
 - (1) 輸出者による判断
核兵器等の開発等のために用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けたとき
 - (2) 経済産業省による判断
経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

仲介貿易規制 (Brokering Control)

大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある貨物の移動を伴う外国相互間の売買、貸借、贈与に対する規制。海外の子会社にも適用。技術取引については、居住者から指示を受けた非居住者によって技術が提供される、または、居住者が外国において技術を取得しそれを外国で提供を行うような、我が国の国境外で行われる技術取引

規制対象品

第1～16項(明らかに大量破壊兵器には用いられないもの(食品、木材等)を除く)

許可が必要となる条件

1. 武器(リスト第1項) すべての貨物
2. その他の貨物(リスト第2～16項)
 - (1) 輸出者による判断

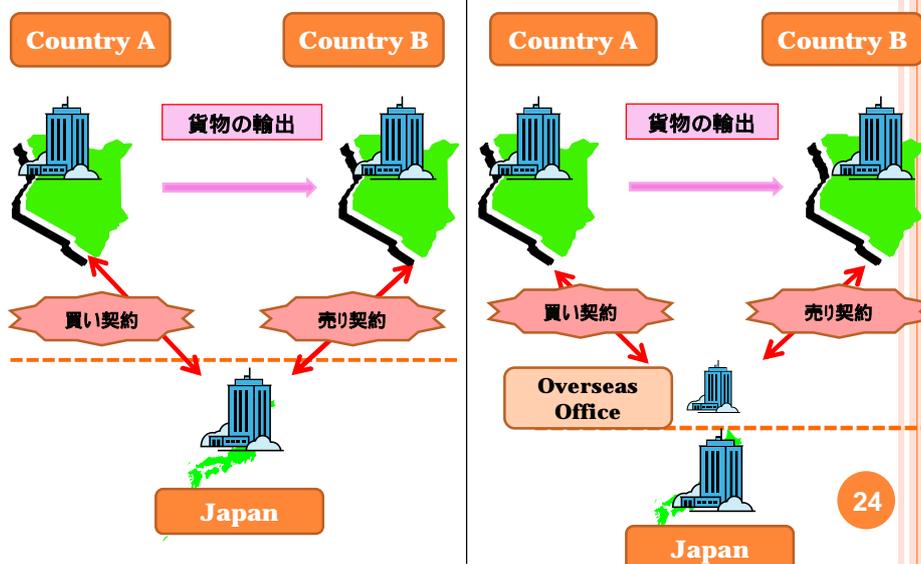
核兵器等の開発等のために用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けたとき

- (2) 経済産業省による判断

経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

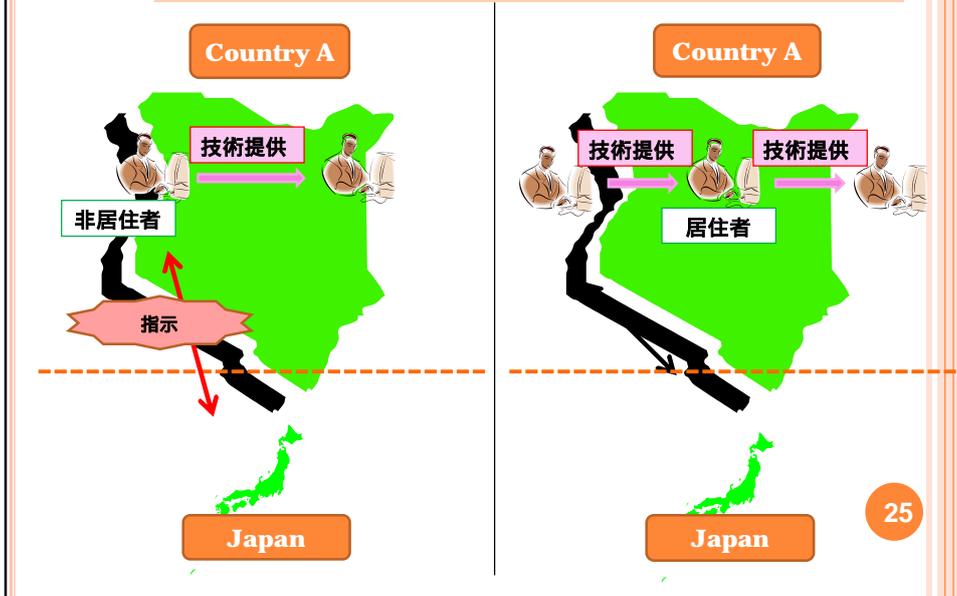
23

仲介貿易規制 貨物の例



24

仲介貿易規制 技術の例



4 罰則

罰則

刑事罰

(Criminal Penalty)

- ・10年以下の懲役
- ・1000万円(約12万ドル)以下の罰金

公表

(Publication)

経済産業省による警告は、ホームページに企業名等が記載。

行政制裁

(Administrative Penalty)

- ・3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止

27

5 許可の種類

28

許可の種類

本来は個別に国による審査を経て許可される「個別許可」と、輸出者自身が自主管理により審査を担える場合には、特定の地域向けの特定の貨物について、と個別の許可が不要な「一般包括許可」の2種類ある。

個別許可

リスト規制に該当する貨物の輸出や技術の提供は、原則として個別案件ごとに許可

一般包括許可

原則、国際輸出管理レジーム参加国を仕向地として行う当該レジームで規制された貨物・技術(機微品目を除く)の取引を一括して許可

「包括許可」の取得に当たっては、輸出管理社内規程(CP)の整備・届出、その確実な実施(チェックリストの提出)、適格説明会への参加、が許可取得の必要条件となっています。

29

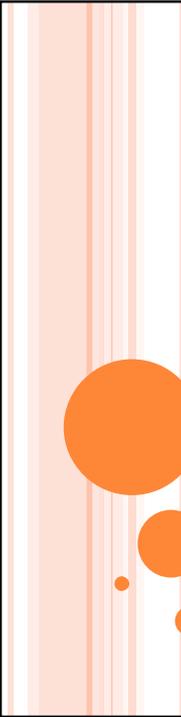
次の「ICPの基礎」において説明

規制に関するホームページ

The screenshot shows the homepage of the Japanese Export Control system. Several key sections are highlighted with colored callouts:

- 制度の概要** (Overview of the system)
- 申請手続き** (Application procedures)
- 法令** (Laws and regulations)
- 説明会情報** (Seminar information)
- 外国ユーザーリスト、EUリスト対比表** (Foreign user list, EU list comparison table)

At the bottom of the page, the URL is provided: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



どうもありがとうございました

経済産業省貿易経済協力局
安全保障貿易管理課